

【学外課外活動伺書・感染防止対策計画書】作成の留意事項

以下の症状がある場合は、参加できないものとする。

最もよくある症状：発熱、咳、倦怠感、味覚または嗅覚の消失

時折みられる症状：のどの痛み、頭痛、痛み、下痢、皮膚の発疹または手足の指の変色、

眼の充血または炎症

- マイカー利用時
 - ・ 配車ごとの乗車人員の名前をスケジュール欄または別紙に記載する。
 - ・ 移動時は、車内での食事はせず、マスク着用を徹底し、極力会話は控える。
 - ・ 車内では外気導入を行いつつ、定期的な換気（15分ごと）または常に窓を開けた状態にする。
- 公共交通機関利用時
 - ・ マスク着用の徹底し、極力会話は控える。
- 宿泊時
 - ・ 宿泊部屋は、1名個室が望ましい。
個室が無理な場合は、室内では常時マスクの着用、食事の禁止、大声を出さない、マスク着用の徹底。
- 手指消毒
 - ・ 試合等で共同利用する道具は使用する前後で手指消毒する。
- 食事
 - ・ 持ち込み・・・
食前の流水での手洗い・手指消毒を行い、相手との間隔を空け、黙食する。
食後はマスクを着用する。
 - ・ 店舗・・・
食前の流水での手洗い・手指消毒、食事中は黙食、食後はマスクを着用する。
- 試合前後の更衣
 - ・ 更衣室で更衣を行う場合、換気を行い、会話はせず、できるだけ速やかに着替える。
- 出場する大会等の感染防止対策のガイドラインがある場合は、併せて添付する。
- 本学で学外者との交流（練習・試合・演奏会等）を実施する際は、対外試合受入届・本学学生の参加者名簿及び感染防止対策担当を併せて提出する。

※ 感染防止対策計画書の最後に「以上のことを厳守します」と記載する。